

訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金
交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が予算の範囲内においてその経費の一部を補助するにあたり、公益財団法人仙台観光国際協会補助金交付規程の定めのほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 今後の本格的なインバウンドの需要回復に合わせ、体験プログラム提供事業者において、多言語対応及び受入対応の強化などに対する支援を行うことにより、事業者の訪日外国人旅行者に対応する力の強化を図り、仙台市内を訪れる訪日外国人旅行者の受入環境を整備することで、誘客や交流人口・宿泊者の増加につなげることを目的とする。

(交付対象事業)

第3条 訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業は、訪日外国人旅行者向けの体験プログラムを造成・実施、及び、これに係る受入整備のため、仙台市内において継続的に実施が見込まれる事業とし、造成するプログラムについては次のいずれかに該当するものとする。

- (1) まち歩き
- (2) 歴史的・文化的な活動を含む体験
- (3) 自然や地場産品を活用した活動を含む体験
- (4) 復興ツーリズム等に寄与する体験

(交付対象者)

第4条 本補助金は一度限りの支援とし、次の各号に掲げる者を交付申請ができる者とする。

- (1) 仙台市内に本社、支社又は事業所がある法人及び団体
- (2) 仙台市内に所在する個人事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を申請することはできない。

- (1) 仙台市税等の滞納をしている者
- (2) 同一事業に対し、仙台市、仙台市関係諸団体、公的機関等から、他の補助金等を受給している、又は受給予定である者
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある者
- (4) 上記団体と何らかの関係を有していると認められる者

(対象経費)

第5条 補助金の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、訪日外国人旅行者向け体験プログラムの造成、及び訪日外国人旅行者の受入整備にかかる直接的な費用に限るものとし、この費用のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 実施に必要な消耗品等購入費用や、多言語対応に関する翻訳機・翻訳用タブレット等の購入および設定費用
- (2) 多言語での案内に関わる整備・改良（案内標識、掲示物等印刷製本に関する費用や、配布物用データ〔体験説明用媒体作成時の写真・動画の撮影等業務委託等〕）に関する費用
- (3) 事前調査等に係る費用（講師等への報償費、旅費交通費、ツアー造成等視察時に係る入館料や体験料等）
- (4) モニターツアー等会場借り上げの際の使用料及び賃借料
- (5) その他、理事長が特に必要と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の5分の4とし、1事業あたり10万円を上限とする。
2 補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を交付する。

(交付申請の時期)

第7条 補助金の交付申請の期間は、令和5年10月16日から令和6年2月16日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、事前に協会観光コンテンツ係において相談を行った後、訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者（法人、団体等）概要
- (4) 全各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 理事長は、前条の申請書類の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金交付の可否及び補助金の交付額を決定し、訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 理事長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第11条 第9条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から20日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」）は、補助金の交付の決定内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行しなければならない。

- 2 プログラム造成の期間は令和5年10月16日から令和6年2月29日までとする。

(事業内容の変更等)

第13条 補助事業者は、第8条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、軽微な変更を除いて、遅滞なくその旨を訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金交付（変更・中止）申請書（様式第6号）により、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を変更し、又は

取り消すこととし、訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金事業変更承認書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 第9条の規定は、前項の規定による変更又は取り消しをした場合について準用する。

（事情変更による決定の取消し等）

第14条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 理事長は、前項の規定による取り消し又は変更をしたときは、補助事業者へ理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに補助事業の成果を記載した訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金交付事業実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて理事長へ提出するとともに、協会が運営する「仙台旅先体験コレクション」英語版WEBサイト「See Japan, Experience Sendai Activities」へ掲載を行うこと。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る収支決算書及び領収書等の写し
- (4) 全各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第16条 理事長は、前条の事業実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第17条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、訪日外国人旅行者向け体験プログラム造成支援等事業補助金交付請求書（様式第5号）により理事長へ補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 理事長は、第16条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第19条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づき理事長が行った処分に違反したとき
- (4) その他理事長が不相当と認めたとき

- 2 前項の規定は、第16条の規定により補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。